

歴史的建造物による 地域活性化のための政策

工学院大学建築都市デザイン学科助教授

後藤 治



1. はじめに

近年、各地域において歴史的建造物の保存活用を進め地域活性化に結びつけようという動きが目立つようになってきた。こうした動きを一過性のものにはしたくないものである。そのためには、今後どのようなことが問題となるのだろうか。また、どのような方策が必要となるのだろうか。本稿では、行政による政策面の課題を中心に、イギリス、アメリカの例と比較をしながら、そのことを展望してみたい。

2. 歴史的建造物に関わる法制度

文化財保護法と景観条例

歴史的建造物の保存活用を行政が支援するための制度の代表的なものとして、国の文化財保護法と同法に基づく地方公共団体の文化財保護条例がある（以下「保護法」「保護条例」という）。

我が国の歴史的建造物に対する法による保護については、1897（明治30）年に制定された古社寺保存法に始まる。古社寺保存法は、1929（昭和4）年に国宝保存法へと継承された。保護法は、国宝保存法の枠組を守りつつ、1950年に制定された。このように、我が国における歴史的建造物に対する法的な取り組みは、大変長

い歴史をもっている。愛媛県下の例でいえば、石手寺や太山寺（ともに松山市）の諸建物は、古社寺保存法の時代から、松山城の諸建物は、国宝保存法の時代から保存対象となっている。

保護条例が保護法の下に位置付けられたのは、1975年の保護法改正時のことである。けれども、実際には多くの地方公共団体がそれ以前から、独自条例として保護条例を定めていた。このため、地方公共団体による差はあるものの、保護条例による取り組みも、総じてみれば相当の歴史がある。

このように保護法や保護条例に相当の歴史があるにもかかわらず、近年は地方公共団体による独自条例のなかに、歴史的建造物の保存や活用への支援を謳うものが目立つようになってきた。それは都市等における景観との関わりから歴史的建造物の存在に注目した条例で、「景観条例」と総称される。東京都景観条例（1997年）、函館市西部地区歴史的景観条例（1988年）は、その代表例である。早期の例としては、盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例（1976年）や神戸市都市景観条例（1978年）等がある。

保存建造物と保存地区

保護法・保護条例と景観条例とは、別の制度である。

けれども、制度としての枠組はよく似ている。それは、歴史的建造物の増改築等に対して一定の規制を課す一方で、改修等の際に費用の一部を支援するという形をとっているからである。

規制や支援の対象となるのは、単体の建造物の場合と、地区としてのまとまりをもった範囲の場合の両者がある。このため、以下本論では、法や条例によって特定されたものを、保存建造物、保存地区と総称する。保護法では、保存建造物に関する主な仕組みとして、国宝・重要文化財の指定、登録有形文化財（以下「登録文化財」という）の登録という制度が存在する（以下「指定制度」と「登録制度」という）。保存地区については伝統的建造物群保存地区（以下「伝建地区」という）の制度が、その主な仕組みである。景観条例においては、景観形成建築物、景観形成地区といった呼称で、単体の建造物又は地区が特定されていることが多い。

保護条例は、保護法の枠組にならったものが多い。ただし、ほとんどの保護条例では、指定制度があるだけにすぎない。これは保護法に規定された地方公共団体の制度が、指定制度のみであることに起因している。ただし、京都市、東京都の特別区等においては、独自に登録制度をもうけている。

なお、伝建地区については、市町村が条例によって地区を定めることが、保護法に規定されている。このため、保護条例とは別に、伝建地区を定めるための条例をもつ市町村が相当数ある。愛媛県下では、内子町の町並みが唯一の伝建地区で、内子町ではそのための「内子町伝統的建造物群保存地区保存条例」（1981年）を定めている。

なかには、景観条例と伝建地区を定める条例を、同じ条例とする市町村も存在する。そうした例は、先にみた函館市、神戸市の他に、佐原市（佐原市歴史的景観条例、1994年）、高岡市（高岡市町並み・都市景観形成に関する条例、1998年）等にみられる。

英米の制度

法による歴史的建造物保存の取り組みは、イギリスでは1882年の古代記念物法（Ancient Monument Act）から始まった。現在、我が国の保護法にあたる法律は、

1990年に制定された登録建造物と保存地区に対する計画法（Planning (Listed Buildings and Conservation Areas) Act）である。この法律は、古代記念物法とは別に1947年に制定された都市田園計画法（Town and Country Planning Act）を、その前身とする。

アメリカでは、1906年に制定された古代遺物法（Antiquities Act）によって、保存が開始された。その後、1935年には歴史的景観建造物法（Historic Sites and Buildings Act）が制定され、歴史的建造物保存の取り組みが本格的に開始されている。現在、我が国の保護法にあたる法律は、1966年に制定された国家歴史保護法（National Historic Preservation Act）である。同法は、前記の法を継承した部分もみられるが、内容・質ともに大きく変わっており、この時に新規に立法された形に近い。

イギリス、アメリカともに、現在の法律では、我が国と同様、保存建造物と保存地区という両者を併用する手法がとられている。両国とも、保存建造物・保存地区を国が登録する形になっている。ただし、イギリスでは、保存地区の範囲は地方公共団体が定める。また、アメリカでは、州別におかれた歴史保護主事（State Historic Preservation Officer）が、保存建造物・保存地区の登録原簿の管理をすることとなっている。なお、アメリカでは国家歴史保護法に基づく国の登録のほかに、州・市町村等の法や独自条例による保存建造物や保存地区が存在する。

2. 基本となる制度

指定制度と登録制度

保護法と景観条例の枠組は近い。にもかかわらず、別の制度として存在するのはなぜだろうか。その理由のひとつは、保護法の指定制度と登録制度による保存建造物の数の違いをみることによって理解できる。

法の歴史と同様に、指定制度も古社寺保存法以来の長い歴史をもつ。けれども、指定制度は少数のものを厳選して保護する手法であるため、対象となる保存建造物の数は限定されている（表1）。保護条例も保護法にならっているため、同様に保存建造物の数は限定されている。

表1 保存建造物数

国宝(建造物)指定数

	種 類 別	合 計	
		件 数	棟 数
近世以前の分類	神 社	36	58
	寺 院	152	158
	城 郭	8	16
	住 宅	12	20
	民 家	0	0
	そ の 他	3	3
	合 計	211	255

重要文化財(建造物)指定数

	種 類 別	合 計	
		件 数	棟 数
近世以前の分類	神 社	555	1,102
	寺 院	834	1,086
	城 郭	52	234
	住 宅	93	148
	民 家	319	650
	そ の 他	190	259
	小 計	2,043	3,479
近代の分類	宗 教 建 築	15	15
	住 居 建 築	53	126
	学 校 建 築	31	56
	文 化 施 設	24	34
	官 公 庁 舎	19	24
	商 業・業 務	14	15
	近代化遺産	16	16
	そ の 他	15	19
小 計	187	305	
合 計	2,230	3,784	

(2002年10月現在・手続き中のものを含む)

登録制度は、この問題点を克服するために、1996年の保護法改正によって導入された。現在、急ピッチで登録が進められている(表2)。

指定制度と登録制度の趣旨や手法の違いについて詳述することは、ここでは省略する。けれども、先進諸国の制度が、我が国の登録制度に近いことはまちがいない(以下、本論では「登録制度」という)。保存建造物の数をみると、そのことがよく理解できる。例えば、少し前のデータをみても、イギリスでは約514,700件(1995年)、アメリカは約45,000件(1994年)が保護建造物となっている。

英米両国で登録制度が導入された時期をみてみよう。イギリスでは、1967年に都市田園計画法が改正され、

本格的な登録制度が開始されている。アメリカでは、1966年の国家歴史保護法制定時から登録制度が開始されている。このように両国では、1960年代後半に登録制度が始まっている。

これは我が国で、景観条例が制定され始めた時期のわずか前にあたる。この時期には、世界的に環境問題が顕在化していた。我が国でも公害問題等に関心が集まった時期である。我が国では環境問題というと、自然環境だけに目がいきがちである。けれどもこの時期には、歴史的建造物等の人工物によって形成される生活環境、いわゆる「歴史的環境」にも注目が集まっていたのである。

この時期に注目された身近な生活環境を形成する歴史的建造物と、指定制度の対象となる保存建造物には大きな開きがあった。本来この開きは、登録制度の導入によって解消されるべきものだった。けれども、我が国ではその導入が遅れたのである。景観条例による保存建造物は、その結果登場したものとみることができる。

保存地区と登録制度

我が国でも、この時期に歴史的環境に関心が向けられなかったわけではない。伝建地区の制度が、1975年の保護法改正によって新たに導入されたことが、その事実を物語っている。

先進諸国の保存地区に関する制度をみると、面白い事実が気付く。それは保存地区の制度が、登録制度と同じ時期に導入されていることである。じつは、我が国の伝建地区の制度も、こうした先進諸国の例にならったものだった。ちなみに、イギリスでは1967年に制定された都市快適化法(Civic Amenities Act)によって保存地区の制度が導入された。アメリカでは、1966年の国家歴史保護法のなかで、登録制度と同時に保存地区の制度が導入されている。なお、アメリカにおける保存地区は、国よりも早く地方公共団体による制度として古くから存在したが、ここではその紹介は省略する。

先進諸国における保存地区制度の導入時期をみると、登録制度と保存地区の制度が密接な関係をもっている

表2 登録有形文化財の登録数

(2002年10月現在・手続き中のものを含む)

	累 計
登 録 数	3,146件(1352箇所)
関 係 市 町 村	546市町村(区)
関 係 都 道 府 県	47都道府県

○時代別

江戸	明治	大正	昭和	計
422	992	817	915	3,146

○種 別

産 業			交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	治山治水	他	計
1次	2次	3次										
67	332	399	113	67	124	138	139	1359	328	42	38	3,146

※種別の「生活関連」は、電気・ガス・水道施設を示す。

建築物	土木構造物	その他の工作物	計
2,545	179	422	3,146

だけでなく、この両者が保存活用の根幹をなす制度であることがわかる。それは次のように考えると、わかりやすい。点の集積は線になり、線の集積は面になる。これと同様に、保存建造物として多数のものが登録されると、それらは地域的な広がりをもつ地区として意識されるようになる。保存地区は、その延長線上に存在するのである。

我が国の登録制度は、導入されたばかりで、いまだに制度が浸透しているとはいえない。先進諸国のように多数の登録を進めることはもちろん、保存地区の制度との関連を上手く構築していくことは、今後の課題といえる。

我が国では保存地区の数も、先進諸国に比較すると限定されている。本年5月現在、我が国には合計61の伝建地区がある。これに対して、イギリスには約9,100地区(1995年)、アメリカには約8,900地区(1994年)ある。アメリカは、国による地区数なので、地方公共団体による独自の保存地区を加えると、その数は相当数にのぼることになる。

この数の差は、登録制度と保存地区の制度が同時に導入されなかったことによる影響が大きいと思われる。つまり、我が国では保存地区が指定制度の延長線上のものとして解釈されてしまったのである。伝建地区の制度

が1975年に導入されたにもかかわらず、景観条例による保存地区の制度が導入され、それは現在も増加し続けている。このことは、伝建地区が、制度としていまだに地方公共団体に上手く運用されていない面があることを意味している。

愛媛県下でも、現在、登録文化財が38件(原簿登録26件、手続き中12件)、伝建地区が1地区と、その数はまだ少ない。

保存と規制

景観条例による伝建地区以外の保存地区が増加した理由は他にもある。それは規制という問題が存在するからである。

伝建地区の場合には、保護法によって地区内に一定の規制を課すことが規定されている。この規制が地区内の居住者等の関係者に理解されにくいのである。このため、規制を課さずに指導や資金面等の支援のみを行う地区として、景観条例による保存地区を規定している地方公共団体は多い。

保存地区内に存在する建造物の大多数は、個人や法人が所有する、いわゆる私有財産である。私有財産の保存活用を進めて行くためには、所有者等の関係者の理解を得る必要がある。ところが、規制を課すとなると、所有者等の理解を得ることが急に困難になるのである。規制を課さない保存地区が多く存在するのはこのためである。

イギリスやアメリカの保存地区においても規制は課されている。それでもなお多くの地区が存在するのは、なぜだろうか。これにもいくつか理由が考えられるが、規制という点に注目するならば、保存地区とそれ以外の地区に差が少ないことがあげられる。

保存地区以外であっても、建造物の位置、規模、構造等については、一般的に規制が課されていることが多い。我が国でも、容積率・建蔽率や構造基準が建築基準法に規定されるなど、建造物には一定の規制が課されている。けれども、我が国の規制の下では、歴史的建造物と性質が大きくかけ離れた建造物が、実現可能な場合が多い。これに対して、イギリスやアメリカでは、保存地区とそれ以外の地区に近いのである。

このことは、例えば都市部における建築物の容積率の扱いに象徴的に現れている。我が国では、低層の歴史的建造物に対して、容積率は中高層建築を想定して規定されている。これに対してイギリスやアメリカでは、ダウンゾーニングと呼ばれる地区の現状にあわせて容積率規制がみられる。

建築物の外観のデザインに対する扱い等にも、両者の違いはよく現れている。我が国では、保存地区以外では建築物の外観デザインに対して規制が及ぶ例は少ない。これに対してイギリスやアメリカでは、保存地区以外でも、窓の位置や形態、外壁や屋根の色彩等についての規制がしばしばみられる。

つまり、保存地区とそれ以外の地区との間に、大きな規制の差を感じる事が無いようにすることが、今後の重要な課題である。このことは、保存地区だけでなく、保存建造物についても同様のことがいえる。我が国の登録制度では、所有者等への規制をごくわずかなものに限定している。これは一般の建造物と保存建造物の間に、大きな差をつけないための措置でもある。

3. 地域活性化への支援

保護法の欠点

保存建造物や保存地区をまちづくり等の地域活性化と関連付けようとする場合には、支援措置に継続性をもたせることが有効である。つまり、年次を追って整備が進むことによって、地域活性化の効果を住民や市民が実感することができるからである。こうした継続性を実現するためには、支援措置に計画性も必要になる。保護法の欠点は、こうした継続性・計画性が欠如していることである。

本来、保存建造物や保存地区の保存と活用を促進するという点において、保護法は計画的な支援措置を規定していてもよいはずである。けれども、保護法による支援措置は、所有者等の関係者に対する規制に対する補償的な性格のものとして規定されており、計画的な措置は規定されていない。

文化財行政の実態をみると、必ずしも法律通りにはなっていない。保存建造物について法に基づく届出等

が頻繁に出されるということはない。むしろ事務量の多くは、年度予算に応じてどの程度の補助金をどの保存建造物に交付するかということに費やされている。つまり、年次計画に応じた予算執行という業務が、行政の主な仕事となっているのである。このことは、保存建造物に関わる実務が、実態としては規制に対する代償ではなく、計画的な予算措置という性格を帯びていることを物語っている。

保存建造物や保存地区について、実際に行政が支援を行う場合には、相当額の予算を用意する必要がある。地方公共団体がこの予算を用意するにあたって、保護法や保護条例の規定だけを動機としていることは少ない。実際には、総合計画をはじめとする様々な計画における位置付け等があってはじめて、予算が議会で認められるのである。

したがって、保存建造物や保存地区に対して計画的な措置を取り得るのは、保護法だけに限らない。むしろ他の制度のほうが有効な場合も多い。保護法に計画性をもたせるだけでなく、それを地方公共団体が行う様々な地域計画と関連づけることができるようにすることが、今後の課題といえるだろう。また、理想をいえば、支援の仕組みも、保護法のような所有者等への補助という形ではなく、地方が行う計画の執行に対して国が支援する形が望まれる。

英米の地域計画と保存

イギリス、アメリカにおいて保存建造物や保存地区が多数存在する大きな理由のひとつに、都市や地域の将来方針を定める都市計画、農村計画等の地域計画制度と保存のための制度との連携がうまくとれていることがあげられる。

イギリスの保存建造物の整備は、1990年の改正まで、都市田園計画法の下で行われていた。都市田園計画法は、その名が示す通り地域計画のための制度である。このため両者の連携は、法律の施行時からとれていた。また、イギリスの保存地区は、地方公共団体が決めるため、地域計画との連携がとりやすい仕組みになっている。さらに、近年では地域計画で特定された特別な地区に対しては、保存建造物や保存地区に

関する規制の権限を委譲したり緩和したりすることによって、地域活性化を図る事例が目立っている。

アメリカでは、国家歴史保護法によって、国の政策が保存建造物や保存地区に影響を及ぼす場合、国が一定の配慮をはらうことが制度化されている。これによって国が地域で行う各種の公共事業と保存の調整が図られている。さらに、国以外にも州をはじめとする地方公共団体においても、様々な施策が行われている。例えば、「空中権移転」(Transfer of Development Rights)と呼ばれる仕組みはそのひとつである。これはニューヨークやフィラデルフィア等の大都市において、都市計画のなかで実施されている。具体的には、地域で定めた開発限度に満たない床面積の歴史的建造物を保存した場合に、その未消化の容積を他所へ移転できる仕組みである。

我が国でも、伝建地区の制度は、条例に基づき市町村が地区を決定したり、都市計画法に基づいて地区を決定したりする等、地域計画との連携を図りやすい仕組みとなっている。今後は保存建造物についても、地域計画上の位置付けを明確にするよう制度を整える必要があるだろう。

4. 残された課題

所有者等以外への支援

最後に、地域活性化の施策以外の残された課題についても、いくつかふれておきたい。

まず、私有財産に対する扱いと、所有者等の関係者以外による保存活用の促進である。

保存建造物や保存地区内の建造物の大多数は、私有財産である。このため、保存活用に対する支援措置を行政がとることは、私有財産への公的支援という性格を帯びることを認識する必要がある。とくに、規制を限定して支援措置を手厚くすることは、所有者等の関係者に歓迎される一方で、私有財産支援の強化になる。このことは一般の建造物と保存建造物の間の差が少ないと、余計に問題になる。

保護法や景観条例等で、保存建造物や保存地区を特定する行為は、見方をかえると、私有財産を公共財化

するために必要な措置といえることができる。また、保護法における支援が、先にみたように所有者等への規制に対する補償的に扱われているのはこのためである。

けれども、関係者以外の人々から理解を得るためには、所有者等への規制を厳格にする以外にも方法は存在する。それは、多くの人々が保存活用に取り組むことができる仕組みをつくることである。

イギリス、アメリカにみられるナショナルトラストはその代表的な手法である。また、保存や活用に関わるNPOの活動を盛んにすること等も有効な手法のひとつである。両国には、保存建造物や保存地区に関わる多くのNPOがあり、そうしたNPOを支援する様々な仕組みがある。

例えば、イギリスの保存地区の制度は、現在は保存建造物に関する制度と同じ法律で扱われている。けれども1967年の導入当初は、都市快適化法によっており、保存建造物とは別の制度だった。これは地域で保存に関わる活動を行う市民団体(Local Amenity Societyと呼ばれる)を支援する法律として、都市快適化法が定められたことによる。この点は、先進諸国のなかでも珍しい形で注目に値する。

我が国でも、保存建造物や保存地区に対する市民活動は、各地で既に盛んに行われている。その活動範囲は、我々が想像する以上に幅広い。このことは、昨年度文化庁が行った調査によっても知ることができる。こうした活動をより活性化させるための支援策を工夫することは、今後の課題のひとつである。

補助か税か

次に、税による支援についてである。

保存建造物や保存地区の所有者等の関係者に対する支援の代表的なものとしては、修理工事に対する補助金や各種の税の優遇措置がある。我が国に限らず、イギリス・アメリカ両国においても、これは同様である。すべての支援措置の比較検討はできないので、ここでは我が国にはみられないものとして、アメリカにおける所得税の優遇措置に注目したい。

アメリカでは、保存建造物や保存地区内の歴史的建造物に関する修理工事費について、一定額まで所得

税・法人税(国税)から控除できる仕組みとなっている。ただし、この控除をうけるためには、内務省国立公園局が示した修復基準に、修理内容が合致していることが条件である。我が国では修理に対する支援措置としては、補助金によっており、所得税・法人税の優遇措置は存在しない。

補助金と所得税の優遇による支援と、額面上の金額がかからない場合、行政の負担する支出はかわらない。ところが、所有者等にとってどちらが良いかといえ、それはむしろ税である。

なぜならまず、時期に自由度がある。税の場合、所有者等は、自らが希望する時期に修理工事を行い、控除を受けることができる。これに対して、補助金は採択する行政側に、時期の決定権がある。このため、所有者等は申請を行っても即時に工事に着手できず、行政の決定を待たなくてはならないことが多い。

次に、基準が明確になる。税の優遇を行うためには、優遇の対象となる条件を予め定めておく必要がある。定めた方法にあっていれば、年間の件数や総額に拘束されず、控除が行われる。これに対して、補助金は年度予算に応じて修理する物件を決めなくてはならない。このため、一律に条件や補助の対象となる修理方法を定めることは困難である。

アメリカ内務省国立公園局による修復基準は、所得税優遇を行う判断基準として定められたものである。この基準は誰でも入手可能である。この基準をもとに様々なマニュアルやガイドも出版されている。その結果、税制優遇のためだけでなく、一般的な歴史的建造物の保存工事の方法を人々に理解してもらうことにも役立っている。

これに対して、我が国では保存建造物の修復に対する公的な基準は存在しない。彼我の差を、行政の姿勢の違いとみる意見もある。けれどもこれは、補助と税という仕組みの違いによる面が大きい。

税制の優遇を行うためには、優遇の対象となるものの数が多く、それが各地に広く存在することが望ましい。我が国の保存建造物や保存地区は、これまで数が限られており、どちらかといえば特殊な存在であった。

登録制度や伝建制度が、英米をはじめとする先進諸国のように浸透することによって、今後保存対象となる建造物の数量が増加することが予想される。対象数が増加すればするほど、基準の明快さやマニュアル・ガイドの類が求められる。今後は我が国においても、補助金だけに頼らず、所得税の優遇によって、所有者等の行う修理工事を支援する手法が検討されてよいものと思われる。

国か地方か

最後に、国と地方の関係についてである。

保存建造物や保存地区は、「地域性の高いものが多数含まれるので、地方公共団体が主体的に取り組むべきである」という意見はよく聴かれる。この意見は傾聴すべきものではあるが、だからといって国による役割が失われたわけではない。このことは、最も地方分権が進んだ国のひとつであるアメリカにおいて、国が自ら保存建造物と保存地区の登録を行っていることからもうかがえる。

イギリス、アメリカ両国に共通しているのは、幅広い価値を認め多数の登録を国が行い、規制や計画に関する扱いを地方に任せるという仕組みである。例えば保存建造物に関する規制についてみてみよう。イギリスでは、Grade I、Grade II*と呼ばれる一部のもの(全登録数の約1割程度)を除くとすべて地方で処理される。アメリカでは、州に置かれた歴史保護主事が保存建造物の状況を把握することになっている。これは、州ごとに適宜規制や措置を定めて状況を把握することを意味している。このため、規制の多くが地方の独自性に任されているのである。

それではなぜ、登録行為は地方に任せず国で行っているのだろうか。これは、支援や規制との関係があるためだろう。

既に述べたように、保存建造物や保存地区の物件の多くは、私有財産である。地方公共団体によって登録の有無やレベルに大きな違いが生じると、不公平感が生まれ兼ねない。このためには国と地方の役割を、国の法律で定めておく必要がある。また、規制や罰則、優遇の根拠を示すという点で、国の法によって位置付

けられている意味は大きい。さらに、税制優遇との関係もある。国税の優遇を行うためには、国の法のなかで対象となるものの位置付けが明確にされていることが望ましい。この点で、国が自ら登録することの持つ意味は大きい。

以上のように、国と地方の関係は、国が登録し、地方が規制や計画の役割の主体となることが理想である。けれどもこれは、一時期問題視された「機関委任事務」と解釈されかねない形である。この問題を克服するには、保存建造物や保存地区に対する諸施策への理解が、国・地方の両方のレベルでより深まらなくてはならないだろう。

さらにいえば、国と地方の関係には問題がもうひとつある。保護法が保存建造物や保存地区に関わる地方公共団体の機関を教育委員会に限定していることである。地域計画との関係などを考えると、保存に関わる機関が、教育委員会が望ましいとは必ずしもいえない。このことは、景観条例の所管課が、地方公共団体によって様々であることからもうかがえる。また、伝建地区の整備に成功している市町村のなかに、教育委員会と他部局が協力して新しい窓口課等をつくっているところが多いことも参考になる。国の法で地方公共団体の機関を限定することなく、地方の裁量で関連部局を定められるような仕組みが、今後は必要だろう。

5. おわりに

愛媛県内では、現在、2年間をかけて近代化遺産総合調査が、えひめ地域政策総合センターを窓口として進められている。調査では、各地から保存建造物や保存地区の候補が、次々に報告されている。その成果は近く公表されることだろう。そこでとりあげられた候補達が、将来、保存建造物や保存地区として地域活性化に貢献できる日が来ることを願いたい。そのために本稿が少しでも役に立てれば、望外の喜びである。

【参考文献】

- 『National Register of Historic Place 1966 to 1994』The Preservation Press, 1994年
 Norman Tyler『Historic Preservation』Norton, 1994年
 西村幸夫『環境保全と景観創造』鹿島出版会, 1997年
 Peter J. Larkham『Conservation and the City』Routledge, 1996年
 J. Barry Cullingworth他『Town & Country Planning Act in the UK (12版)』Routledge, 1997年
 Robert Duxbury他『Planning Law and Procedure (11版)』Butterworth, 1999年
 中村賢二郎『文化財保護制度概説』ぎょうせい, 1999年
 西村幸夫他『都市の風景計画』学芸出版社, 2000年
 『文化庁月報』408号「住民参加による文化財建造物の活用」2002年9月

Profile 後藤 治

1960年生まれ。
 1988年東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退、同年文化庁文化財保護部建造物課文部技官、同文化財調査官を経て、1999年から現職。
 博士（工学）、1級建築士。
 主たる専門分野は、日本建築史、歴史的建造物の保存・活用・修復に関する諸制度及び技術開発。
 主著：『四国の住まい』I N A X、『建物の見方・しらべ方』ぎょうせい（共編著）、『木造建築事典』学芸出版社（共著）、『阪神大震災と歴史的建造物』思文閣出版（共著）など。